

江戸幕府御家人の生計と内職 ―江戸手工業の一側面―

目次

はじめに

一、御家人の生計の特徴

(一) 三〇俵二人扶持の生活

(二) 御手当・御褒美と役徳

(三) 拝領屋敷による収入

二、御家人による内職の様相

(一) 大縄地の余地利用と内職の発端

(二) 大縄地での植物栽培、その拡大

(三) 大縄地での内職の地場産業化

(四) 個人による内職の様々

三、御家人における内職観

(一) 旗本の内職観

(二) 御家人の内職観

(三) 御家人の内職、その後

おわりに

キーワード 幕臣 御家人 役得 役徳 大縄地 組屋敷 内職

はじめに

従来の研究では、徳川將軍の御直參である旗本御家人、中でも小身・小禄の御家人は、限られた俸禄から大都市江戸での消費生活を賄わねばならず、社会経済の進展にともなう諸物価高騰のあおりを受け、生計は次第に停滞していったとされてきた。そして苦しい生計を補うため様々な内職に従事し、結果的に江戸地場産業の一端を担っていたという。

例えば、明治から昭和にかけての戯作者・小説家の岡本綺堂は、その作品『三浦老人昔話』の一話「置いてけ堀」で小身の御家人の生活を「(前略) 武士は食はねど高楊枝などと云っていたのは昔のことで、小身の御家人たちは何かの内職をしなければ立ち行きませんから、みなそれぞれに内職をしてゐました。四谷怪談の伊右衛門のやうに傘を張るのもあれば、花かんざしをこしらへるのもある。刀をとぐのもあれば、楊枝を削るのもある。提灯を張るのもある。小鳥を飼ふのもあれば、草花を作るのもある(後略)」とまとめている¹⁾。幕臣の子に生まれ、江戸風俗の考証の正確さで著名であった綺堂によつて、近代以降における旧幕御家人の生活の雰囲気や文学作品ながら端的に記されている。地域史や一般書でも、「小禄の御家人はいづれも、内職によつて家計を助けたが、

* 東京都江戸東京博物館学芸員

其内広く行はれてたのは傘張りで、青山の傘とよばれ、明治維新後も久しく其の名残りの傘屋があつた」(『赤坂区史』)³、「組屋敷の下級武士(御家人)が副業として、植木や傘を作っていたことは以上によって大体分るが、江戸時代、貨幣経済の異常な発展は、土地経済を基礎としていた武士に大きな影響を与え、結果はその社会生活に動揺を来すことになり、足らざる生活源を他に求めなければならないことになつた」(『新宿区史』)⁴、「江戸という大都会の消費生活の中にあつては、旗本・御家人の暮し向きというものは、おそらく今日の下級官吏の生活状況と相通うものがあつたであろう。御家人が傘張・提灯作り・玩具の下請などの内職に精出すことによつて、かろうじて生命をつないだというのも嘘でないであろう」(『無醉独言・他』解説)⁵、「江戸時代の御家人が生活に困窮していたことは、前述の通りで、春・夏・冬の年三回に分けて支給される御借米・御切米を抵当に浅草蔵前の札差から借金し、辛うじて生計をたてる状態であつた(中略)御家人はその本分に先だち、内職に専念しなければならぬ状態にあつた」(『江戸時代御家人の生活』)⁶などである。

しかし一方で江戸には、本業の職人が多数いて技を競い合つていた。にもかかわらず、職人の技と副業にすぎない御家人の内職とが江戸という地域で両立し得た様相が十分検討されてこなかつた。また、御家人の内職が生活に不可欠だとするなら、むしろ御家人身分を離脱し内職を本業として生活する者が続出しなかつたのはなぜであろうか。

例えば、江戸川区小岩付近はかつて和傘作りが盛んで、その販路は全国におよび「東京の地張傘」と称され著名であつた⁷。和傘作りが江戸時代に広まった契機は、青山付近に住む小禄御家人の内職であつた傘細

工を、小岩の村人が師事して技術を習得し、農閑期の副業に取り入れたものである。すなわち「江戸時代は赤坂青山辺に於いて、幕府の御家人衆が主として制作に従事していたが維新後は同地方の発展に伴われ人家稠密となり、空き地も追々狭まり乾燥場に不自由を来すに至つて、何時しか自然廃業の態となり、本区の小岩のみが現存するに及んだもの」であるという⁸。また、静岡市付近の竹細工は、駿府在番同心たちによる内職として発展した歴史をもつ。すなわち「幕府からもらう家禄だけでは生活できず、下級武家の家では手内職が行われていた(中略)良い竹材が駿府近郊から産出され、それを細工できた豊富な人材が、駿府勤番武家であつた」という⁹。

このように御家人の内職は、江戸近在百姓が技術習得のため師事する水準にあり、しかも大量に細工できる「豊富な人材」(御家人)が青山や駿府などで集住していた利点で成立していたという。事実、御家人による内職は「即ち宝暦年間(一七五一〜一七六三)にはすでに麻布の組屋敷で草花の栽培が行われ、ついで代々木・千駄ヶ谷では鈴虫・こうろぎなどの昆虫が飼育された。更に下谷の金魚、大久保の植木が有名となつた。また手内職ともいふべき屋内作業は、前記の屋外作業におくればじめられ、寛政年間(一七八九〜一八〇〇)には青山の傘・提灯、巢鴨の羽根、山の手一帯の凧張り、小鳥の飼育・竹細工などが盛んになり、ついに、これらの土地を産地とするまでに発展した」というように、職種と地域を合わせて列記する場合が多い。これは「御家人といえども、かなり広い拝領地を戴いていたので、この空地を利用する内職は早くから行われていた」ためである¹⁰。

そこで本稿では、まず御家人が幕府の俸禄(本業)から得る収入状況

を、本高（基本給）に加え御手当や御褒美、役徳、拝領地といった付帯的な支給物も合わせて検討し、御家人の生計を全般的に検討する。ついで御家人が内職（副業）から得る収入について検討し、両者の兼ね合いによる御家人の生活について明らかにしたい。その際、御家人による内職の諸事例を極力あげて実態に迫り、俸禄と内職という両者の兼ね合いに関する幕府や御家人双方の認識を考察し、内職を通じた幕府御家人の手工業への参加による影響も一考したい¹¹⁾。

一、御家人の生計の特徴

御家人とは將軍御直参（直臣）で、禄高一万石未満、將軍に謁見できない御目見以下の者のことである。相続が許された譜代席・二半場（准譜代席）と、相続が許されない抱席（二代抱）とがあった¹²⁾。御家人は様々な役職に配属され、そのほとんどが小禄の蔵米取であったが、中でも諸役職へ「組」として集団で付属する諸組同心は三〇俵二人扶持・抱席で、御家人身分の「通例」であった¹³⁾。本章ではこの諸組同心のうち町奉行所同心を中心に、御家人の生計の特徴を確認する¹⁴⁾。

(一) 三〇俵二人扶持の生活

町奉行所（町方）同心の本高（基本給）は、年功や手柄により多少増加する場合があるが、基本的には三〇俵二人扶持である。三〇俵は一俵につき三斗五升入りの米俵が年三〇俵支給されること、二人扶持は一人一日玄米五合を一年間（一石八斗〓約五俵に相当）に二人分支給されることを示す。よって町方同心は、一年間に大体四〇俵の禄米が支給され、

一部を食用、残りを金銭に換えて生活していた。一一代將軍家斉の頃（二七八六〜一八三七）は天下泰平の余徳により町方同心の生活は無事平安で、自宅での派手な酒宴の様子が見受けられたという。もつとも酒宴の翌朝出勤すれば人物が豹変した様に勤務に励んだという。また、余裕があればこそ、目明しなど手先を抱き込み金銭などを与えることができた。この余裕ある生活の背景には、同心が掛（職掌）ごとに潤沢な御手当が支給され、役目から様々な役徳を得ていたからである¹⁵⁾。

しかし、幕末になるとこの三〇俵二人の生活は激変する。つぎの史料は、町奉行所同心と同じ諸組同心にあたる御先手同心の生活に関する懐旧談である¹⁶⁾。

〔史料1〕

（前略）翌元和二年十二月十俵宛の御加増を下され皆な三十俵高となり又其後何時頃である哉二人扶持宛御加増下されたので三十俵二人扶持となった、ケレトモ当時諸物価が安値なれば従って米価も安いことから数人の家族はナカ〜これだけの収入では暮らし兼ねるので他に
出役でもして本高以外の収入ある者の外は平日非番の日にはそれ〜内職を仕て家計を助ける始末であった、テ居屋敷は勿論拝領地で一戸
分凡そ百坪宛其所へ自普請で十二三坪程の居宅と潜門を建てて外見は
小奇麗に暮らしてゐる者もあつた（後略）

すなわち、諸物価と米価との相場により「数人の家族はナカ〜これだけの収入では暮らし兼ねる」状況となり、他役職へ「出役」（出向）して本高に加えて収入を得なければ、非番日には「それ〜内職を仕て

家計を助ける始末であった」という。もともと居住地（「居屋敷」）は拝領地のため、住居費は自己負担（「自普請」）である住居建築費だけでなく「外見は小奇麗に暮らしてゐる者もあつた」。三〇俵二人扶持の生活とは、裕福でも貧困でもないのが実態であり、そこには掛分担に応じた御手当や御褒美、役徳といった付帯的な支給物の存在が大きかった。

（二）御手当・御褒美と役徳

さて、諸組同心をはじめ御家人は、各役職内で個々が分担した掛御用に就いて、御手当や御褒美が支給された。例えば町奉行所同心が常時分担した掛は、南北町奉行所ごとに、隠密廻り・定町廻り・臨時廻りといった市中巡回の掛をはじめ、裁判・刑事・経済に関する掛など四〇前後もあつた。南北町奉行所にそれぞれ同心は一七〇名前後いたので、大体一つの掛につき三〜四人が担当した。そして同心たちは各掛に応じて御手当として大小様々な金銭的支給を受けた。しかも町方同心は、市中取締の要として他の御家人と比べて掛も多く多忙な役職であり、その分御手当を得る機会も多かった。また町方同心には御褒美が下賜された。年功に応じて各掛を歴任し老齢まで「無懈怠出精」勤務した場合、時々に応じて御褒美を頂戴していた。

こうした御手当や御褒美を支給した理由は「（少給者）一統風儀取直」（少給者一統の風儀を更正する）様にとの幕府の意向による。寛政四年（二七九二）閏二月、幕府は勘定奉行支配下にある諸役職の「少給之もの共」（主に御家人）に対して御手当・御褒美の資金五六〇両程を提供した¹⁷。その御触に「支配向之もの共勤格別成もの、且変事打重り、取続御奉公勤かね候類、夫々心を被用、勘弁之上、御褒美又は御手当拝借

等にも遣し被存候」（支配向の者共で勤務が格別の者、変事が重なり勤務の継続が困難な者へ、御褒美・御手当・拝借金を支給したい）との幕府の意向が記されている。これらを支給して「一統風儀取直」を目指した訳である。恐らく御家人全般への御手当・御褒美支給の背景にも賞与と扶助による「一統風儀取直」という幕府の意向があり、御家人は本高に加え時宜に応じて御手当・御褒美を得る機会を有していた。

しかも町方同心は、御手当など公的収入に加え、諸大名からの贈答品や各町内からの付届など、半ば私的な役徳も多々得ていた。大名や町人には、事件などで町奉行と関係が生じた際に備え、日ごろから町方同心と好みを通じておく思惑があつたからである。とはいえ、贈答品や付届は必ずしも不正ではなく、町奉行から認知され黙許されていた。

では、不正である賄賂と、役徳との差違は何か。明治・大正期に発刊された風俗研究誌である『風俗画報』に掲載された太田杏村「賄賂と役徳」（全三回）では、旧幕時代の賄賂と役徳とが具体例をあげて比較されている。すなわち賄賂とは、諸願などの口利きのため金品を差し出した者がいて、それを取り持ちした者がいた場合をいい、これらを賄賂として幕府は厳罰に処していた¹⁸。対して「賄賂ならぬ純粹の役徳とも云ふべき」ものがあつたという¹⁹。すなわち移送中にこぼれた納米は御蔵前奉行諸役人の取り分（役徳）であり、御膳所御賄方諸役人が「料理の品は五十人前も百人前も余計に煮焼して窃に之れを取置き銘々に配分」することは、役徳として大目に見ていたのである。職務上取り扱う物品の余剰の取得は、役徳として認められていたのである。

同じく、幕末における江戸城大奥や幕府の内情を聞書した『定本江戸城大奥』でも、賄賂と役徳の項目をあげ両者を比較している²⁰。すなわ

ち賄賂とは「表の役人に取入りて金に口を聞かす手段は幾多ありて、今更に述べ尽さんも蒼蠅し」として金銭による「取入」行為とし、役徳とは「御膳所、御台所の諸役人は御台所の物を以て一家の生計を立て俸禄をば当にすることなし」「因みに記すべきは表の奥坊主の事なり(中略)諸大名に出入場ありて、出入先よりは羽織を貰ふを常とせり」として職務上の余剰取得と贈物收受としている。

表坊主の事例でくわしく見ると、彼らは江戸城内の給仕役で、諸大名・諸役人と接する機会が多く、出入りしていた諸大名や諸役人から贈物を得る機会も多く、度々取締対象となった。例えば天保十一年(一八四〇)二月二十三日付同朋頭への達書に「表坊主取締方之儀、先年相達候趣も有之候処、兎角風儀宜からず、諸家江手広二立入、贈物多分二請、驕慢致、小身之面々江、毎度失礼之儀有之、或ハ御役筋へ罷出、懇意二立入候杯申触、かさつ不法之事共有之(後略)」として「風儀宜からず」と認識されていた²¹⁾。にもかかわらず、表坊主の所業は必ずしも罰則対象ではなかった。つぎの史料は「表坊主共勤向并一躰之風不宜」状況への対応に関して寛政二年(一七九〇)十二月に幕府から同朋頭へ申渡された覚である²²⁾。

〔史料2〕

(前略) 表坊主之儀者、小給之者二而格式者有之候得共、長袖之儀故、持前之格式二不拘、殿中上下之用向相達候と心得可申処、上二而者以御影過分之給物有之候故、豊二相暮候、尤、諸組同心中と違、御番繁ク候故、相応之細工物等も難相成、御影を請候儀御奉公之取続二も相成候間、尤之儀二候得共、過分之給物有之故、家作共分限不相応二仕、

召仕等多相成、其上、妻子等迄も心取り自高く相成、結構成もの、様二相心得候、歴々江慮外かましき御応対仕候様相成候、是等之趣、以来堅く可相慎儀二候(後略)

すなわち表坊主は「小給之者」ながら御役目柄により「以御影過分之給物有之候故、豊二相暮候」(御影をもつて過分の給物があり、豊かに暮らしている)というのである。とはいえ諸組同心とはちがい「御番繁ク候故、相応之細工物等も難相成」(御番が繁多で、相応の細工物(内職)をし難い)という。そこで幕府は「御影を請候儀御奉公之取続二も相成候間、尤之儀二候」(御影による給物の收受は、御奉公継続のため妥当だ)というのである。ただし「過分之給物」などによる「慮外かましき御応対」は慎むようにと申渡す。御家人ら少給者の生計を維持する幕府の微妙なさじ加減、賄賂と役徳との差違に関する見解が見て取れる。

とはいえ、御家人による役徳の收受は、前記のような大々的なものばかりではない。例えば幕末の懐旧談によれば「同じ小身者であながら御先手同心程役徳の無かつた者は少ないやうに思はれる」として、御先手同心の役徳は僅かであったとする²³⁾。「御先手同心は唯当番日火の番役に当つた者が其明け番に使残りの炭と燈油などを炭俵に入れて葛籠を下げる荷持男に頼んで自宅へ持帰らせる、是れが僅かとは云へ役徳と云ふのである」とあり、当直における炭・灯油の残り程度が役徳であった。このように御家人は、掛分担を勤める中で様々な余剰品を持ち帰り、または贈答品を受けても不正とは考えず、幕府も役徳として黙許した。こうした役徳は中々表立つことはなかったが、御手当・御褒美に加えて、御家人収入の一部として生計の足しとなっていた。

(三) 拝領屋敷による収入

幕府から御家人は、俸禄や御手当・御褒美など金品収入に加え、住居などとして屋敷地を拝領した²⁴。御家人の拝領屋敷は「組屋敷」といつて一ヶ所に拝領した一種の官舎である。これを「大縄地」ともい多くは組名で呼ばれ、俗に町名で呼ばれる場合もあった。例えば百人町、御徒町、駕籠町などである。組屋敷の広さは、役職、拝領場所により相違はあるが、例えば町方与力は概ね一戸につき三〇〇坪を拝領した。また御徒組は組数二〇組程で、組屋敷は、下谷、本所錦糸町、深川元町などにあった。特に下谷には数ヶ所あり今も御徒町の名が残る。これら御徒組の拝領組屋敷は、下谷で一戸当り一〇〇坪、深川元町は一三〇坪、本所錦糸町では二〇〇坪の広さであった。

ただし、この大縄地は組屋敷とはいえ一戸々々の占有使用権を拝領しただけで建屋は自己負担である。所有権ではないので自由に売買できず「相對替」といい、幕府許諾の下、旗本御家人などの間で交換はできた。とはいえ、都市江戸で居住地が支給されていた点は、住居費用の負担軽減となり、御家人生計への影響は大きい。しかも、自身が住居とする余剰は、他の旗本御家人や陪臣などの武家や、町医者・儒者・浪人など庶民に貸し出し地代収入を得ることが許されていた。ただし、組屋敷は武家地のため、自余の町人や商売人への貸出は原則は不可であった。

また、紛らわしい拝領地に「拝領町屋敷」がある。御家人だけでなく、奥女中や御用達町人なども拝領した屋敷地である。居住する者、居住せず貸出し地代を得る者など様々で、すべてが正式な町名をもつ町奉行管轄下の町人地であった。御家人の場合、同じ組で同じ町内に拝領する場合が多かった。いずれにしても御家人は、役職に応じて屋敷地（大縄地、

組屋敷、拝領町屋敷）を拝領し地代収入を得ていたのである。

その具体的事例を八丁堀（現中央区八丁堀付近）にあった町奉行所与力・同心の組屋敷で見よう²⁵。八丁堀には町方与力・同心の組屋敷が集中していて、八丁堀といえは町方与力・同心の異称ともなっていた。このうち、町方与力の組屋敷は拝領屋敷と文書に記され、江戸期の絵図でも武家地に色分けされている。一方、町方同心の場合は若干複雑である。同心の組屋敷は「尤同心之分は、町屋敷に而被下置」とされ²⁶、拝領町屋敷として文書に記される町人地であった。しかし、土地利用の実態からみると町人地と武家地との併存地であった。絵図上でも同心組屋敷のうち薄墨色（町地）に色分けされ町名が記してある場所がある一方、無彩（白色、武家地）で色分けされ「町御組屋敷」と記されている場所もある、制度と実態が複雑な状態にあった。

そして町方与力は、拝領屋敷内を誰かに貸していて一戸内に二〜三軒、多い者は四〜五軒に貸していた。借り手は、八丁堀七不思議の一つに「（八丁堀に多いもの）儒者、医者、犬の糞」とある通り、儒者や医者が主であった。対して町方同心は、自身の拝領地内に居住せず与力の拝領屋敷に住み、自身の拝領地には貸長屋を建て町人に貸す者、拝領地が二ヶ所あり一方に住居し、その余地ともう一方の拝領地に貸長屋を建てる者など様々であった。

町奉行所与力の拝領屋敷の借り手として、青木昆陽（文蔵）の事例が著名である。町儒者であった昆陽が幕府に召し出される経緯を記した「青木文蔵薩摩芋作場日記」²⁷の冒頭、昆陽の由緒書ではその居所を「中村又蔵地借青木文蔵与申者、京都伊藤源藏門弟之儒者二而御座候（中略）右青木文蔵儀、私地^マ、懇意二仕、御組二相勤候節、私地之内を借置申候、

唯今二而者、又蔵地借二而御座候、御組之地二罷在候者之儀二御座候故、入御耳置申度奉存候、以上 享保十八年なるへし 丑二月 加藤又左衛門」と記している。昆陽は「伊藤源蔵(東涯) 門弟之儒者」で、当初「私

(加藤又左衛門) 地之内借置」、現在は「(中村) 又蔵地借」で「御組之地内に罷在候者」であるという。加藤、中村とも町方与力であり、町儒者の昆陽は八丁堀組屋敷を地借りするに相応の人物であった。もちろん、その他御家人も組屋敷の貸借は行った。例えば、蘭学者の高野長英は²⁸、天保十年(一八三九)に蜜社の獄での投獄直後の申渡に「御留守居松平内匠頭与力 青山儀兵衛地借 町医 長英」と記され²⁹、嘉永三年(一八五〇)に脱獄し召捕られた際の潜伏先は「青山善光寺門前 続 里俗百人町 牧野兵庫様(百人組之頭) 御組同心 小嶋助次郎店借 高野長英事当時 沢三伯 五十二」と記されている³⁰。町医の長英は諸組与力同心の組屋敷内の一部を借りて生活していたのである。

なお、組屋敷(大縄地)は市中とは限らない。地方(在方)に拝領した御家人もいた。つぎの史料は大縄地を在方に拝領していた御家人諸役への領知運営に関する元禄四年(一六九一)四月二六日の覚書である³¹。

〔史料3〕

一 御留守居与力 大御番与力 御書院与力 江戸町与力 禁裏附与力
百人組与力 御先手与力同心 御留守居番与力 西丸御留守居同心
二丸御留守居同心 御宝蔵番同心 御鉄砲玉菓同心 御鷹師同心
右地方知行取来候者共少給二而者、百姓致こんきふ御沙汰有之付而、今度遂吟味候所、従先規わけ有之地方拝領之筋目も有之候、依之、前々

之通、領知被下置候間、弥百姓こんきふ不仕、領知地方二可申付之由、右頭中江可被相達候、以上(後略)

御留守居与力・他一二役は「従先規わけ有之地方拝領之筋目も有之」(先規による訳が有り、「領知」(大縄地)を地方(在方)に拝領してき筋目がある)という。しかしこれら諸役は「少給」で、運営如何により拝領地の百姓が困窮しかねないので、諸役の頭へ配慮を求める内容となっている。在方(田園地帯)に大縄地をもつ御家人もいたのである³²。

以上、御家人は、幕府から御役目に応じて俸禄(本高・御手当・御褒美・役徳・拝領屋敷(大縄地・組屋敷・拝領町屋敷))を得て生計を営んでいた。本高や拝領屋敷などに基づく定収入に加えて、御手当や御褒美、役徳などといった臨時収入が付加され、裕福でもなく貧困でもなく、生計を継続・維持できる状況にあった。かかる状況の中で行われた御家人の内職とは、これら俸禄やその他の収入に基づく質素ながら安定した生計を補う副業であったと考えられる。そこで次章では、御家人内職の諸事例を検討し、御家人内職の実態に迫りたい。

二、御家人による内職の様相

前章の通り、御家人生計の骨子の一つに拝領屋敷(大縄地・組屋敷など)があった。自身が居宅とする以外の余地を貸し出し地代収入を得るというものであるが、貸地により余地が全くなかった訳ではない。少給の御家人居宅地にも園庭は設けられ、貸出し切れなかった部分もあつ

た。かかる余地は、江戸時代での園芸普及と流行、さらには園芸市場の形成によって、御家人が植木栽培に乗り出す場となつていった³³。

(二) 大縄地の余地利用と内職の発端

江戸の園芸は、草木の種類により時には極端な熱狂・流行を呼び、ついに草木の奇品が珍重され価格騰貴が見られるようになる。

弘化二年(一八四五)十一月、南町奉行遠山景元が提出した「鳥類鉢物之儀ニ付勘弁仕候趣申上候書付」には「班替り等之奇品、先者自然之儀ニ而、其類無之を賞翫致し求而難造出場合より別ニ相場之境も無之、時花之世評ニより格外高價ニも売買致し候儀与相見」(奇品植物は自然にない種類を賞翫する中、栽培困難なものほど相場に見境が無くなり「時花之世評」に依りて格外高価な売買もある)とする³⁴。奇品の価格は「時花之世評」によって決定、価格高騰の抑制はできないという。まして「高貴之人好ニ任せ」大身旗本などが認めた価格で購入する限り価格高騰を法外とはいえず、奇品などの高騰はさして支障はないとの意向を示しているのである。大縄地を有する御家人の中には、かかる植木の奇品流儀と価格騰貴に乗じる者が出て不思議ではない。事実、同じ書付では「尤、少給之御家人杯ニ而鉢植もの賣買筋ニ携候向有之哉ニも相聞候得共、渡世筋之もの取締相立候ハ、自然相聞、右様之風儀相止可申哉ニ奉存候」(少給の御家人が鉢植売買に携わる向もあり問題だが、本職の植木屋を取り締めれば、自然とこの流れも止むだろう)と締めている³⁵。このように大縄地の余地利用としての植木栽培と売買が、御家人による内職の端緒の一つとなった。

一部の御家人が奇品植物栽培と売買に積極的に参加した様子は、弘化

二年十月二日・三日、四谷太宗寺で開催された高値鉢植展示即売会からよく分かる³⁶。弘化二年十月二・三日、四谷太宗寺の客殿等を借り受け「高金之鉢植物」の展示即売会が開催された。この展示会の参画者は、本業の植木屋に加え「小普請、又ハ御旗本之隠居・厄介人・家来、諸組御番方之与力・同心等内職ニ鉢植もの仕立、利潤を争ひ」参画した³⁷。この展示即売会の世話人と出品者は「鉢植物鋳附世話人并右差出候者大概之名前」に書付られている【表1】³⁸。関係者二〇名のうち実に八名が御家人とその隠居・悴である。また七名の旗本関係者が参画し「内職ニ鉢植もの仕立、利潤を争」つたのである。参画者は、展示即売会盛況のため植木鉢に飯盛女の名前をつけて出展し、奇品植物愛好家だけでなく飯盛女の馴染客も動員する工夫をしようとした。結局、内藤新宿名主の反対で飯盛女の名前利用を断念するが、代わって旅籠屋名での出展に漕ぎ着けた。さらに見物料に酒食代金を盛り込み、珍しい植木鉢を鑑賞しながら酒肴を楽しむ工夫がうけて二〇両も売り上げたという。

では、御家人などの大縄地における植物栽培と売買への参加は、単に「利潤」を期待した御家人個々による事情にだけよるのであるか。園芸植物の展覧会とそこでの取引への参加に関して、旗本や御家人ならではの事情・要請があつたのである。そのことは井戸覚弘・池田頼方両町奉行から老中阿部正弘に提出された「嘉永五年町奉行上申書」に端的に示されている³⁹。すなわち、昨年从小藜に高価な品が出てきて、品によつては二〇両以上の価格がつく場合もあり「素人ニ而多分之利徳を得候もの共間々有之」という⁴⁰。武家・町方が打ち交じり集会して「利徳を争ひ」所々で売買しているというのである。その参加者は、武家、寺院、植木屋、町人だったが、こと出品者に関しては、旗本御家人が中

【表1】弘化2年10月四谷太宗寺鉢植物出陳関係者一覧*1

No.	一	住居等*2	役名等*2	名前*2	属性*3	備考
1	世話人兼出陳者	(四谷)大番町	植木屋	金兵衛	商人	
2		大久保	植木屋	定右衛門	商人	
3		大久保	植木屋	健次	商人	
4			浜吟味役加藤忠大夫 倅	加藤市左衛門	〈御家人〉	
5			御先手村越上野介組 与力	中山為之丞	御家人	
6			御先手村越上野介組 同心	森嶋岩太郎	御家人	
7			西丸両御番之由 押田三左衛門家来	山田勘次	旗本家来	元植木屋之由
8			四谷忍町続里俗麴屋横町	百人組与力 石沢弥兵衛 隠居	名前不知	〈御家人〉
9	出陳者	四谷左門町	新御番之由	吉田定之進	旗本	
10		(四谷左門町)	小普請之由	青山倉太郎	旗本	No.9 吉田定之進方同居
11		麴町元山王	元御勘定之由	上野善右衛門	旗本	
12			寄合 久世三四郎 家来	鈴木仲右衛門	旗本家来	生類形の奇石も出陳
13			御先手深尾小源太組 同心之由	伊垣 名前不知	御家人	
14			御先手水谷主水組 同心之由 森 名前不知 隠居	名前不知	〈御家人〉	
15			大御番組 与力之由	森 名前不知	御家人	
16			四谷塩町二丁目里俗湯屋横町	御家人之由	浜中 名前不知	御家人
17			(内藤)新宿上ヶ地	両御番之由	山寺 名前不知	旗本
18			(四谷)大番町	両御番 帳役之由	山高 名前不知	旗本
19			(四谷大番町)	御役名不知	杉江 名前不知	不詳 幕臣カ
20			(四谷大番町)	御役名不知	荒川 名前不知	不詳 幕臣カ

* 1 本図表は、「鉢植物鈔附世話人并右差出候者大概之名前」(「市中取締類集」鳥類鉢植之部、国立国会図書館蔵812-3)より作成。

* 2 住居等・役名等・名前の各項目は、基本的に* 1 史料の表記に従い、適宜 () で補足した。

* 3 属性の項目は役名等の属性に基づき、商人・旗本・旗本家来・御家人で分類した。隠居・倅等の場合は〈 〉を付した。

核であった。すなわち「右素人二而売買致し候もの并造出し候ものも身分柄之隠居御家人又は寺院之類重も二而、却而町人ともは纒二相聞候」ようであり、町人共はわずかであったというのである。これは「素人二而上手二造り候は何レも御旗本之隠居又は御家人等二而、町人二は無之」(素人で上手に栽培できたのは、旗本の隠居、御家人であり、町人ではない)からである。上申書は「右武家之隠居等植物培養を慰二致し候は格別、売買二携候は卑劣之至」(武家の隠居などが植物栽培を慰めにするのはいいが、売買に携わるのは「卑劣之至」であると断じるが、結局、取締が困難であった点は、先に述べた遠山の書付にある通りである。「素人二而上手二造り候」ことこそ、御家人が内職として植物栽培に携わった大きな要因の一つであった。御家人の「素人二而上手二造」れるといった集団的な特性がある以上、大縄地における植物栽培が「利潤」「利徳」を求めるといった個人的な動機を超えて、大縄地全体での内職としての植物栽培へと発展するのは自然であった。その様子の一端が旗本根岸鎮衛による逸話集「耳袋」所収の一話「利を量りて損をなせし事」にある⁴¹。「予が大父の召仕われしもの、のち御先手組の同心を勤め牛込榎町にありしが、かのあたりの同心などは植木などこしらえ、好める人には価を取りて遣しける類多し。(後略)」「根岸の大父(祖父)に召し仕え今は御先手組同心の者が牛込榎町にいた。この辺りの同心は植木などを栽培し「好める人」に代価を取り売買する者が多かった」という。御家人組屋敷(大縄地)の余地における植物栽培とその売買が、面として広がる様子が垣間見える。こうした状況こそ「宝暦年間(一七五一—一七六三)にはすでに麻布の組屋敷で草花の栽培が行われ(中略)更に下谷の金魚、大久保の植木が有名となった」⁴²という地域と産物が一体

となった御家人内職の端緒であろう。

(二) 大縄地での植物栽培、その拡大

江戸市中の組屋敷で植木栽培が内職として発展する中、在方の御家人大縄地では、より大規模な植木栽培の内職が発展していた。その代表が西大久保(現新宿区大久保付近)における御鉄砲玉葉組同心などの大縄地での植物栽培である。同組が西大久保村一帯に広大な大縄地を「知行拝領仕候訳」(知行理由)が御鉄砲玉葉組の由緒書に記されている⁴³。

〔史料4〕

(前略) 天正十九辛卯年、権現様被為遊上意候者、榊原小兵衛組之者共之儀者、少給之者共□候得者、御陣御在京之節、妻子共等知行所百姓共へ預ヶ候様ニ江戸近キ村ニ而知行可被下置之旨、以上意、則、武州豊嶋郡大久保村、同多摩郡本郷村を知行所ニ拝領仕候、随而、翌年中野村江御鷹野ニ被為成候節、榊原小兵衛御供被仕候処、被為召組之者共、知行所此邊ニ而候哉与御尋被遊候條、此續ニ而御座候由被申上候得者、其所茂御鷹野場ニ可罷成候哉之上意之上ニ而、直ニ被為成候、然所、大久保村之内荒地之場所御座候、是者如何致荒地ニ而置候哉与御尋被遊候故、當地百姓不足之由申上候得者、先手作場仕置候様ニと被仰付候故、手作場ニ仕置候、其後、此所ニ百姓大方相居申候得而、拝領之元高都合仕候、右之通之上意ニ而、地方知行被下置候、只今以拝領仕来り候(後略)

その理由は「少給之者共」である御鉄砲玉葉組同心が在陣・在京の際

に残された妻子の生活が成り立つようにとの「権現様」（徳川家康）の上意によるものだという。また、同地百姓だけでは人手不足のため、同心家族が「手作場」として互いに協力しつつ知行し続けてきたという⁴⁴。こうして大久保に大縄地を拝領後、御鉄砲玉薬組同心は手限りで家作などを仕立て、同地百姓を「目代百姓」と唱えて大縄地を耕作させてきた。天明頃（一七八一〜一七八九）まではこの目代百姓は本村百姓とは別格で名主に支配されずにいた。また、目代百姓では手不足の分は、同心家族が「手作場」と唱えて居住・耕作したのである⁴⁵。この由緒によって大縄地での手作場は同組の既得権として幕末まで守られていった。ところが、江戸時代中頃をすぎると、かつて御鉄砲玉薬組に属した同心の多くが、機会を得てより高い格式の役職に役替していった。例えば勝海舟の勝家もまた三河以来の御鉄砲玉薬組同心で、四代市郎右衛門が鉄砲玉薬同心から表火番、支配勘定を経て宝暦二年（一七五二）に材木石奉行へ昇進し旗本となる⁴⁶。同じような事例が続いた結果、江戸時代後期には、西大久保に大縄地を拝領した同心四八人中三五人は昇進し、七人は闕地となり、西大久保大縄地に居住実態があるのは六人のみとなった⁴⁷。つぎの史料は、明治元年（一八六八）、東京府より西大久保村における御鉄砲玉薬組の大縄地を収公（土地）するとの発令にともない、同年八月、旧御鉄砲玉薬同心一同より提出された歎願書である⁴⁸。御鉄砲玉薬組同心昇進と西大久保大縄地の状況が端的に表されている。

〔史料5〕

武州豊島郡西大久保村手作場之儀ニ付、手作場所持之者共奉願
候書付
一同

武州豊島郡西大久保私共手作場之儀者、銘々先祖之者共古昔徳川家康鷹野先二而賜り、自分手作致候様ニとの命ニ而、其頃、荒地ニ候處、先祖共開發いたし土着奉公罷在、子孫ニ至り兩三輩者手遠ニ付他所住居仕候者も候得共、何れ茂今以手作生活罷在、尤、右地所者家康分賜り候六ヶ村相給、知行高二者籠り居候得共、江戸表屋敷地ニ准し候所計ニ有之、凡畑地壹町三四反程分式町余程ニ而、内田地も少々籠り居銘々地坪不同ニ有之、住居向之外者畑地ニ仕、右之内、地味不宜場所江者、薪等之雜木植付申候、右者前書申上候通、先祖共丹誠開發いたし所持仕候地所ニ而、所謂草分ヶ住居之者共ニ付、可相成御儀ニ御座候ハ、當村 御領畑方御年貢之御見合を以、抱屋敷・抱地ニ准し、相當之御年貢差上、是迄之通所持住居方奉存候、尤、欠字朝臣被 仰付候者、追而御郭内江引移候とも地守附置申度、且、徳川家ニ而暇相成候者、村方人別人致し、同家江供いたし領地江引移候者共者、次三男・身寄之者等前同様人別人、何れも農業いたし生活之助ヶニ仕度奉存候、格別之 御仁慈を以御聞濟被下候様、一同奉歎願候、以上

（差出人六名略）

慶應四辰年八月
民政裁判所
民政裁判所支配勘定 野村勇之助

すなわち「子孫ニ至り兩三輩者手遠ニ付他所住居仕候者も候得共、何れ茂今以手作生活罷在、尤、右地所者家康分賜り候六ヶ村相給、知行高二者籠り居候得共、江戸表屋敷地ニ准し候所計ニ有之」（子孫になると昇進して）「兩三輩」（同僚）の中には遠方に住居する者が出てきた。この

者たちは現在も大縄地を所持し禄高に合算され、江戸屋敷に准じた扱いであった」という。また、当時の状況から大縄地の耕作者の種別が見て取れる。すなわち「地守附置」(目代百姓委任)、「村方人別入」(本人手作)、「次三男・身寄之者等」(家族等手作)であったと推察される。結局、この歎願書は明治二年一月に旧目代百姓の愁訴を受けて取消となり同地の入札払下が決定する⁴⁹。

さて、かかる複雑な西大久保の大縄地経営であるが、基本的には「農業いたし生活」する様子が展開していた。一方、各同心への大縄地分配は「間口を狭く裏行を長く賦与」されていた⁵⁰。これは「跡に留まれる妻子の足弱共、隣家密比せば心強かるべし」との御遠慮」であるが、その「宅地裏の方二町」に「御内慮にて商人を置く」ことが許され「江戸武家屋敷に市店を作るの始」となり地代等を得たようである。さらに「史料5」にある通り「地味不宜場所江者、薪等之雜木植付申」(地味が良くない場所へは薪などの雜木を植え付け)ていた。

恐らくこうした状況は、大久保近辺に大縄地を拝領していた御家人諸組全般に共通すると考えられる。そして「雜木等植付」から端を発し、ついには遊覧で著名な大久保の躑躅栽培に発展していく。『遊歴雜記』からその様子を見よう⁵¹。

〔史料6〕

一 大久保百人町組屋敷北の通り組同心飯島武右衛門といふ、西の木戸より北側の二軒目にして、躑躅に名高し、先彼の居宅の庭、大小のつ、じ二三十株を植ならべ、その色の真紅に、花形又異なるは、実に奇代の壯觀たり、是さへ見上る大木のめづらしきに、猶又居宅の

北うしろ、只一面に躑躅ならざるはなし(中略) 凡武州の内にか、る数千万の躑躅の成木ある事を聞ず、野州つゞじの鼻の花ざかりも、争かこれに及ばん、江戸第一の壯觀といふべし、いかなる人も唯是はくはとのみ感賞して口を閉、こゝろ酔へるが如く、茫々然として家に帰るの思慮なし(中略) 又此組屋敷の南通りに、同組五十人両側に家居して、躑躅を作るといへども、今此組の五十人に及ばず、且又、家々躑躅の大樹若干ありといへども、飯島武右衛門一軒に尽すべし、実に東武第一の絶品といふべし、都鄙の雅人等見ずんばあるべからず、又躑躅の少なき家には、孟宗竹の筍を作り、又は夏の間軒につるしてなぐさむ、しのぶといふものを作れり、世上に植木々と売あるき、又縁日の辻々に持出すもの、大久保を第一とす、その外は巢鴨、染井、青山、坂本、谷中、本庄、麻布等、是に継べし(後略)

大久保百人町(御鉄砲百人組の大縄地)北の通りに住む同組同心飯島武右衛門は躑躅栽培で名高く、居宅の庭に大小の躑躅二、三〇株を植え付け「奇代の壯觀」であったという。また同じ大縄地の五〇人も同様に躑躅を栽培し、さらに南通りにはその余の百人組同心五〇人が居住している躑躅を栽培していたが、これは前者大縄地の五〇人の出来映えには及ばない。さらにどの家にも躑躅の大樹が若干あったが、飯島武右衛門一軒に及ばなかったという。この躑躅を遊覧するため多くの人々が訪れ「江戸第一の壯觀」であった。また躑躅が少ない家は孟宗竹のタケノコを作り、夏の間は軒に吊すシノブ玉を作っていて、近辺で「植木々々」と売り歩いたり縁日に売り出す者など、産地としては「大久保を第一」

とする様子であったという。在方に大縄地を拝領した御家人が屋敷地に「雑木等植付」を行う中で躑躅のような特定植物が名産となり、江戸からの観覧者を呼び寄せるようになる一方、その他にタケノコやシノブ玉といった副産物もまた売買の対象となっていく。御家人の内職として植物栽培が定着し進展していく様子はかくの如くであった。

もちろん御先手組同心の植木栽培のように、市中の御家人組屋敷でも植物栽培を内職としていた。その代表的な事例が「方今牽牛花にして奇種を以て名高きもの多く（中略）其の元祖地は下谷御徒町なり」と称された⁵²。下谷御徒町（御徒組屋敷）での朝顔栽培である⁵³。文化三年（一八〇六）に江戸で火災が起り、御徒町近辺の組屋敷も多く焼失する。居宅こそ再建したが庭などに空地が多く生じた。この空地を植木屋が借り受け、植木栽培をはじめめる。事実、幕末の懐旧談（『同方会誌』「御徒物語」）に「随って不用の空地が幾何宛かあるので、中には畑にして茄子や胡瓜を作って、台所の需用に供したるものもあるが、又余分の地所は若干の地代を取って貸付けたるものが多かつた」として、「不用の空地」を「地代を取って貸付けた」とあり⁵⁴。御徒が植木屋へ空地貸付を行った証左が見て取れる。この空地貸付も内職の一端といえようが、さらなる展開が生じ下谷御徒町での朝顔栽培流行に拍車がかかる。その様子を史料で確認する⁵⁵。

〔史料7〕

○今年牽牛花流行出、是は下谷御徒町通二大番与力二而谷七左衛門といふ人の母、草花作る事上手二而、桜草など異品多く作り出、又朝顔を多く植て、種々の花出来たるを、細き竹に多く切かけをなし、

水を入れ、朝顔の異花を一輪つゝ挿し、其花活筒を懸る料に、霞の小屏風を作りて、彼竹筒を掛并べ、屏風畳みても花に障らぬ様に作り、人の望むに任せて貸遣したり、かくて程なく流行たる也、又上方は江戸より異品種贈れるも、此人大坂に在番したる其序也とぞ

流行のきっかけは、文化の火災と同じ頃、下谷御徒町に住む大番与力の谷七左衛門の「草花作る事上手」な母である。この母が桜草などの異品や朝顔を多く栽培する中、近隣の御徒など「人の望むに任せて」、朝顔の異花であしらった小屏風などを貸し遣わすうち「程なく流行」した。また、谷は大坂在番の際に多くの種子をもたらし、大坂でも朝顔が流行したという。御徒組の御家人による空地貸付と朝顔栽培の流行という二つが相乗効果を呼び、下谷御徒町は江戸の朝顔栽培の元祖地の一つとなっていく。さて、維新後に下火となった朝顔栽培であるが、「明治二十六年に至って有志の人々が相集つて、嘉永安政頃のような朝顔の花競を行なつてこの花の再興を計ろうとして」⁵⁶、「あさかほ農久会」という愛好団体が創設され一時再興する。この設立者の一人で、旧幕以来、入谷朝顔栽培で著名であった横山茶来もまた、御先手与力の横山為政の長男に生まれた御家人であった⁵⁷。

(三) 大縄地での内職の地場産業化

かかる大縄地（組屋敷）など御家人集住地の利点を活かした内職は何も植物栽培だけではない。手工業製品の製造でもこの利点は活かされた。その事例を青山百人町（御鉄砲百人組屋敷）での傘張を事例に見てみる。その様子が『同方会誌』相陽道人「青山の傘」で懐旧されている⁵⁸。

〔史料8〕

(前略) 青山に住居した御家人の内に、貧しいものは手内職をしましたが、其内職が先つ二つに分けられませう、甲加組の春慶塗と、青山からかけて麻布笄辺までの傘細工でございます(中略) 扱、傘張の御話ですが、これは下工師と張師とに職人が分れてゐまして、仲買仲間が青山だけに二十五軒もございまして、此中に士族もまじつてゐました、今でも十軒位は残つてゐませう、下り傘と申すと、美濃、紀州、駿河、遠江の浜松、等の産で、中にも美濃、紀伊、が多うございます、此下り傘に押されて、地の傘、即ち青山製は売行があしく、今日ではからもう出来ません、下工師は骨削りをいたし、張師は仕上げもする、塗りも色付もするので、大概仲買から骨や紙などを持って来て張り上げるのです、士族は公然売買は仕兼ねますから、張り上げると、番太に頼んで問屋に持たしてやったものです、士族でもって、大形に職人を入れてやった人もありましたが、大概小鉢に内人数だけでやったものです、居職でもって人の悪いのは、傘屋の上を越すものはありませんから、なまやさしのことでは、職人は使ひこなせません、一貫六百分の頃で、奴傘十二本、即一把の張り賃は二貫位でした、糸と、へりの紙と、蕨糊とは張師の持ちでございました、俗に一寸と云ふのは二尺一寸の事で、当時此傘が二朱位に売れました(後略)

このように青山の傘張内職は組織的に行われていた。傘に関する仲買が青山だけで二〇軒もあり、そのうちに武士も混じっていた。これらの仲買から傘の骨や紙などの材料を入手して来て張り上げる。ただし、糸とへりの紙と蕨糊とは張師の持ちであった。役割としては下工師と張師

がいて、下工師は骨削り、張師は仕上げ、塗り、色付をした。張り上げると自らでは憚りあるので、番太に依頼して問屋へ持たせた。当時、この傘が二朱位で売れたという⁵⁹。一人作業ではなく、組屋敷において、仲買(一部)、下工師、張師、問屋搬送(番太委託)といった役割分担があり、青山百人組の御家人が集団として傘張内職に携わっていた様子がうかがえよう。また、組屋敷という御家人集住地の利点もあつた。往時「青山より麻布の辺へかけて、傘を造るもの甚だ多し。故に空地ある所には、これを乾するさま、秋山雨後の菌の如し」といった光景が広がっていたのである⁶⁰。そして「維新後は同地方の発展に伴われ人家稠密となり、空き地も追々狹まり乾燥場に不自由を来すに至つて、何時しか自然廃業の態となり、本区の小岩のみが現存するに及んだ」ため、傘張が青山から小岩へと移行していった様子は先述通りである⁶¹。

この青山の傘張内職と同様の状況は、例えば駿府の竹細工でも見受けられる。同地方は優良の破竹が多く竹細工が次第に発達し、後には、駿府在番の同心で草深組は竹笠、鷹匠町組は傘の骨という様に一定の業となった⁶²。ついには竹細工が静岡の物産となり、維新以後も同地の士族が竹細工で生計を立てた。繊細緻密な竹細工を制作するにあたって、良い竹材が駿府近郊から産出され、それを細工できた豊富な人材、すなわち駿府在番同心が同地に集住しているという利点があつたのである⁶³。

(四) 個人による内職の様々

もちろん、大繩地への御家人集住という利点を活す以外の、個人的な内職にも御家人は携わっていた。例えば、黒鍬之者の家筋に生まれ講武所教授方などを歴任、維新後は教育者として活躍した江原素六の自叙伝

に、江原が経験した様々な内職が詳述されている⁶⁴。これによると、八歳の時、大伯母で将軍家斉の奥女中であった願生院という比丘尼のところで、正月たくさんの年始客が来る際「暮から翌年一月の十五日頃まで来客の取次、茶、煙草盆等を出す事に雇はれました。さうして其の間に、報酬として二十五銭、昔の一步と云ふ金を貰ったのである。それは非常な恩恵であった」という。幼年ながら年末年始の来客対応の内職で金一步を得て、これを十四歳まで継続していたという。また同じく八歳から十四歳まで親の内職（房楊枝作り）を手伝っていた。「それに光沢を附けることは子供にも出来るのでありまして寺子屋から帰れば、その磨きの手伝ひをしました。百本磨くと親は必ず四文、青銭一つを呉れました」という。これは遊興費ではなく筆や墨の購入費のためであった。

十六歳からは大伯母や親の手伝いではなく「自分で稼いで、自分で暮す、少しも親の世話にならない」ために内職を行った。親と同じ房楊枝作りを行い「一生懸命に稼いで、月に一円二三十銭位を得ました。その時代の内職で一円以上得ると云ふ事は、余程の上出来の事でありました。大抵六十銭、七十銭位ですら、立派な男子が得られませんでしたが、私の親も矢張り一円以上づ、得た」という。昼間に作り夜間になると「小さな脇差を見えないやうに挿んで、さうして頬冠りをして、新宿の小間物屋の店を『楊枝は宜いか、楊枝は宜いか』と云って売って歩く」。その際、当時の慣習では百本一束とするが、外に良いのを内に悪いのを束ねる者が多い中、江原は「悪いのは悪い、中位は中位、上等は上等と云ふ風に分けて売りました」という。結局、売れ残りなどもなく「直ぐ僅かの時間に売れてしまひまして、少しも困りませんでした」という。当時、江原家の俸禄は四〇俵で、三〇俵二人扶持の諸組同心などと同程度

であった。そうした中、江原素六もその親もそれぞれ一円以上ずつ得ていたという。一円〓一〇〇銭として、八歳の時の記述（二五銭〓金一步）で換算すると、それぞれ金四歩〓一両の稼ぎとなる。内職は十分に生計の足しとなったはずである。また内職代の多寡以上に、素六が「悪いのは悪い、中位は中位、上等は上等」とした内職への工夫、一御家人の内職に対する誠実な姿勢もまた注目する点である。

とはいえ、本務以外の余暇を御家人が必ずしも内職に充てていたわけではない。例えば、御先手与力の中には非番の際「若い者は必要の稽古事も仕てゐたやうなもの、老人株になると、中には文武の教授などする者があつたが、多くは閑暇にあぐねて、俳諧とか碁将棋とか思ひ〓〓に好きな遊びをして暮らしてゐたらしい」という⁶⁵。なぜなら「質素にしてゐれば内職も仕ないで一僕一婢を召使つて安気に暮らしてゆけるだけの収入がある」からである。「文武の教授」はともかく、俳諧、碁・将棋など、その閑暇を「思ひ〓〓に好きな遊び」（遊芸）に充てる者もいた。むしろ生計に消費を強いる所業である⁶⁶。

しかし、遊芸もある程度の力量に達した場合には、副収入を得る内職ともなり得る。例えば雑話集『耳袋』「芸道上手心取りの事」に土佐浄瑠璃の上手の門弟を偽り所々の屋敷で演じる御家人の姿が描かれている⁶⁷。すなわち「土佐節（土佐浄瑠璃）の上手と世に申し伝へたる何某とやらんありしが、その門弟の由にて御小人目付勤たるおのこ、所々屋敷方へ出入りて土佐浄瑠璃をかたりけるが、実は門弟にこれ無きところ、或日出入りの屋敷へ到りしに、かの上手を招き座敷にてその芸を施し居ける（後略）」（土佐浄瑠璃の有名な師匠の門弟と偽って、御小人目付が所々屋敷へ出入りして土佐浄瑠璃を演じていたところ、その師匠と出く

わした」という。御小人目付が出演の謝礼を得ていたかは明記されていないが、「かの上手」(師匠)に事後、口封じのため銀二枚を持参している。この偽称上演で何らかの謝礼を所々で得ていたのである。

さらには、芸事に長じた結果、それを本職とする御家人も現れる。例えば蹄齋北馬は、江戸時代後期の浮世絵師で葛飾北斎の弟子であるが、明治期の画人伝などで「北馬本姓星野氏、俗称有阪五郎八と称し、駿々亭と号す。天保年間下谷二長町に住み、御家人の隠居なり」と記され、御家人の隠居であったことがよく知られていた。明治後に起立した下谷二長町は旧幕では下谷御徒町の一端なので、恐らく北馬は御徒組に所縁ある御家人の隠居であったと考えられる。いずれにしても御家人有坂五郎八は、隠居後に絵師となったのである⁶⁸。

こうした事例は枚挙に暇がない。例えば、戯作者蜀山人は御徒組大田直次郎、浮世絵師歌川広重は元定火消組同心安藤重右衛門、戯作者十返舎一九は駿府町奉行所組同心の子息重田貞一などである⁶⁹。

以上、御家人は市中、在方を問わず大繩地(組屋敷)への集住を利点として、同所で類似した内職を集団として営んでいた。特に植物栽培では、大久保の躑躅、下谷御徒町の朝顔のように、同地の名産を生みそこが名所となるなどの相乗効果を生み出していた。また市中では同じ組屋敷への集住を利用して、内職がまるで家内制手工業のような態をなすまでになる。とはいえ、御家人による内職は、個人的なものも多かったのも事実である。また、その内職は場合によっては遊芸への嗜好が深化したものであった。だからこそ、御家人大繩地での植物栽培において、飯島武右衛門や谷七左衛門の母のような「名人」が取り上げられ、彼らのような個人的な嗜好に基づく技量向上が、結果、御家人集住地(大繩地・

組屋敷)における諸内職の技量を高めたともいえよう。また、彼ら名人でも、個人による素朴な内職でも、江原素六のように収入向上を目的とする以上に「素人ニ而上手ニ造り候」といった武士らしい誠実な関わり方があった。これこそ江戸の御家人内職の存在意義といえよう。

三、御家人における内職観

前章までで、御家人内職の前提となる生計の有り様と、様々な内職の実態について検討し、随所で幕府や御家人本人の内職に関する見解についても触れてきた。本章では改めていくつかの史料から、御家人の内職に対する認識(内職観)について再検討したい。

(一) 旗本の内職観

まずは旗本と御家人の内職観に対する違いを岡本綺堂『三浦老人昔話』「旗本の師匠」から確認する⁷⁰。本稿のはじめにでも本書を取り上げたが、改めてその体裁を述べると『三浦老人昔話』は江戸の生き残りの三浦老人から聞いた話を作者がまとめる形式をとった説話体の小説である。幕臣の子に生まれ明治大正を生きた綺堂によって、旗本の内職観が三浦老人の言葉を借りてつぎのように語られる。

〔史料9〕

旗本の師匠

あるときに三浦老人がこんな話をした。

『いつぞや「置いてけ堀」や「梅暦」のお話をした時に、御家人たち

中」での生活に関わる「髪結い」、趣味・教養の類である「魚を釣ったり」するのは、武士らしく世間体が良い方の内職であるといった意識があった。

このように御家人が内職について「世間体」（武士らしさ）を気にする様は大久保仁斎による経済問答書「富国強兵問答」にも見られる。大久保仁斎は佐藤信淵の門人であるが、生没年などくわしい事歴は不明。「富国強兵問答」は安政二年（一八五五）の成立で、武士の経済観や生活に関する雑話、農工商の稼業など、江戸時代後期における様々な経済問題を問答形式で論じたものである。その一説、三〇俵三人扶持の御家人が、その生計と内職に関して語ったものである⁷³。

〔史料10〕

〔前略〕曾て本来無一物、何れの処に向てか儉約を用ふべき、爰を以て常に忠孝武備を心掛けんよりは、内職専用ならざれば、仰ひて奉公ぶりも成し難く、又父母に孝養ぶりもいたし難く、伏して又妻子を養ふに道あるなし、子其れ察せよ、抑も蔵宿無借にしてすら不足こと如斯、然るに我等旧来の借財ありて、残り十五俵は悉く蔵宿の為に差引かれて、猶不足を以て、大抵三季の玉落毎に、金三朱か一分を持出さねば、月々の飯米にすら事缺くなり、故に我等食するさへ、年分三分か一兩の足しまいを持出さねば、食料不能所以なり、爰を以て勤め其外都ての諸雑費は、悉く皆内職の利潤に依るのみ、而るを我等如きは、御家人中の働き者にして、御家人三段に分て、中の上とす、況んや其下なる者をや、其困苦なることは、言語に不能者多し、総じて御家人と云ふ者は、高の上下に拘はらず、只借財の多少に依て、高禄の士と

いへども、僕れ如きより、尚困窮に迫る者多き者なり、況んや小供の上に多借ある者の如きは、殆んど見るも中々に可厭者ありとす（後略）

この御家人は、幕末の社会的混乱の中、職務が多忙となり内職の暇もなく、まして武備強化の時節柄、一層経済的困難が進んでいたようである。こうした中、どうして儉約の余裕があるだろうか。「忠孝武備を心掛けん」とするなら「内職専要」でなければ奉公も困難であるというのである。大体、俸禄だけでは主要経費は負担できても、その他諸雑費は「悉く皆内職の利潤に依るのみ」だという。そもそも御家人は上下に関わらず「尚困窮に迫る者多き者なり」という有り様で、そこに多借が加わると「中々に可厭者あり」という状況であるという。仁斎による社会情勢の分析の妥当性はさておき「その他諸雑費」が「内職の利潤」に依存しており、御家人として「忠孝武備」を心がけるためにも「内職専要」は仕方ないとの認識が世間的通念であった。「平日非番の日にはそれ〳〵内職を仕て家計を助ける始末」⁷⁴「小普請黒鍬其他小人などの様に、一家全力を揚げて内職」⁷⁵することが常態であり許容されていたのである。そして、生計と内職との兼ね合い、関わり方は御家人個々の事情に応じて多種多様である点は前章で詳述した通りである。中には江原素六のように必要な利益をあげる者、蹄齋北馬のように内職を本業に転じてしまう者など様々であった。

（三）御家人の内職、その後

最後に、明治維新後における旧御家人の事業取組への姿勢を確認し、江戸時代における御家人の内職観を再検討したい。

元来、俸禄に加えて様々な事情により内職に携わってきた御家人であるが、明治維新を迎え俸禄を奉還する事態となる。そうした中、改めて生計の原資を得るため起業した者が多くいた⁷⁶。その様子が「武江年表」から概観できる⁷⁷。

〔史料11〕

○(明治元年七月) 同月の頃より下谷御徒士町、本所深川、番町の辺、其の外に小身の武士家禄奉還の儔、又は元御用達町人等、商売を始む。骨董屋分て多し。或ひは貸食舗・酒肆・茶店・汁粉・蕎麦・鮓・漬物・紙類・烟草・蠟燭・乾魚・其の余色々の物を售ふ人多し。夫が中に下谷おかし町殊に盛にして、招牌を掲げたるもあり(中略)しかれども、多くは商売の道に疎き輩なれば、贏余を以活計とするに足らず、間もなく閉店の人多かりし。(後略)

明治元年(一八六八)四月に江戸開城、五月に上野戦争が終結した直後の七月、御家人の組屋敷が多かった下谷御徒士町、本所深川などで早くも「小身の武士家禄奉還の儔、又は元御用達町人等、商売を始む」様子が見受けられたという。その業種は多岐にわたるが、特に下谷御徒町が盛んで多くの「招牌」が掲げられていた。「しかれども、多くは商売の道に疎き輩なれば、贏余を以活計とするに足らず、間もなく閉店の人多かりし」という。御家人は「商売の道に疎き輩」で「間もなく閉店」したとの記述から、いわゆる「士族の商法」を連想しがちではある。しかし見方を変えれば、明治維新早々の苦境の最中、生計のため「骨董屋」はじめ「貸食舗・酒肆・茶店・汁粉・蕎麦・鮓・漬物・紙類・烟草・蠟

燭・乾魚」など「色々の物」を起業した御家人の存在がうかがえる。この職種の多様性は旧幕に御家人が多様な内職に携わっていた反映ともいえる。

また、一概に御家人が「多くは商売の道に疎き輩」とも断言できない。事実、第二章第二節で取り上げた御家人横山茶来(正名)がいる⁷⁸。茶来は天保四年(一八三三)三月、下谷車坂にて御先手与力横山為政の長男に生まれる。幼少から園芸への興味が深く、本所菊川町に住んで幕末に変わり朝顔品評会で名をなす。特に嘉永七年(一八五四)刊行の「朝顔三十六花撰」では萬花園と号し撰者となっている。慶應二年(一八六六)の軍制改革で御先手与力が廃止となり一時陸軍奉行並組に編入、その後銃隊銃士などを歴任し維新を迎える⁷⁹。明治後は官界で活躍するが、明治一〇年(一八七七)に退職後は植木商「萬花園」を営み「あさかほ禮久会」設立の立役者となるなど朝顔界の重鎮となった(明治四一年死去)。茶来は御家人としてその内職(副業)で名をなし、明治後は旧幕での評判、教養、経験を活かし植木商(本業)で成功したのである。少なくとも御家人が総じて生業の道に疎いと断罪はできず、旧幕以来の内職経験を活かし明治後も生計を維持した者も多くいたと考えられる。

おわりに

以上本稿では、御家人が幕府からの俸禄(本業)から得る収入について、本高だけでなく御手当や御褒美、役徳、拝領地といった付带的な支給物・収入を加えて検討し、御家人の生計全般を明らかにした。さらに

御家人が内職（副業）から得る収入との兼ね合いの中、御家人がいかなる生活を営んでいたのか明らかにした。その際、御家人による内職を実態面から検討し、幕府や御家人などが内職にいかなる認識をもっていたのか、御家人の内職観も考察した。

まとめると、御家人は、幕府から職務に応じた俸禄を得て、生計を営んでいた。この内訳は、本高や拝領屋敷などに基づく定収入に御手当や御褒美、役徳などといった臨時収入が付加されるものであった。少なくとも裕福でも貧困でもない、継続・維持が可能な生計を営める状況にあった。かかる前提で御家人の内職が行われたのであり質素ながら安定した生計を補うための副業であったと考えられる。

その御家人内職の最大の特徴は、市中、在方を問わず大縄地・組屋敷への集住を利点とし、同じ所で同じ内職を集団で営むことにあった。特に植物栽培では、大久保の躑躅、下谷御徒町の朝顔のように、同地の名産を生み名所となる相乗効果を生み出していた。また市中では同じ組屋敷への集住を利用して、工芸系の内職をまるで家内制手工業かのように営んでいた。とはいえ、御家人による内職は、個人を主体としたものも多く、その内職は嗜好としての遊芸が深化したものであった。だからこそ、御家人大縄地での植物栽培で、飯島武右衛門や谷七左衛門の母のような「名人」が注目され、彼ら個人的な嗜好に基づく技量向上が、結果、御家人集住地（大縄地・組屋敷）における諸内職の技量を高めた。また、彼ら名人でも個人による素朴な内職でも、江原素六のように収入向上を目的とする以外の「素人二而上手二造り候」といった武士らしい誠実な関わり方があった。これこそ江戸の御家人内職の存在意義である⁸⁰。

かかる御家人の内職観は「内職専要」という状況下でなされ「利潤」「利

徳」を動機としたものであった。対して旗本の内職は道楽や奇特の心掛けを動機とした教育欲から生じた「慾得づくでは出来ない仕事」であった。また、御家人の内職に対して世評は「その他諸雑費」が「内職の利潤」に依存する以上「忠孝武備」のため「内職専要」を許容すべきとの認識が通念であった。また、生計と内職との関わり方は御家人個々の事情で多種多様であり、中には江原素六のように必要十分な利益をあげる者、蹄齋北馬のように内職を本業に転じる者など様々であった。

こうした内職の多様性は幕末後の社会でも發揮され、維新後早々に成功失敗はさておき多種多様な業態を今度の本業として開始する原動力ともなった。また、起業して成功する者たちの土台は旧幕以来の御家人としての教養と心構えが基礎であった。少なくとも御家人が生業の道に疎き輩とは言い切れず、旧幕以来の内職経験を活かした生計を明治後も成り立たせ、あるいは小岩の傘や静岡の竹細工のように近代以降の手工業の発展や物産形成の発端ともなっていた。

今後の課題として、本稿では言及するにとどまった旗本内職の実態について検討し、御家人内職との比較検討を試みたい⁸¹。

【註】

- 『三浦老人昔話 綺堂読物集乃二』置いてけ堀（春陽堂、一九二五年、八二・八三頁）。
- 『国史大辞典』第二卷「岡本綺堂」（吉川弘文館、一九八〇年所収）。
- 『赤坂区史』第十三章三工業（東京市赤坂区役所、一九四一年、一一四一～一一四三頁）。
- 『新宿区史』第二編第五章第二節武家地新宿の諸相（新宿区役所、一九五五年、二六八～二七二頁）。

- 5 勝小吉著・勝部真長編『夢酔独言・他』解説(東洋文庫138、平凡社、一九六九年、一七六頁)。
- 6 高柳金芳『江戸時代御家人の生活』御家人の私生活(御家人と内職)(雄山閣出版、一九八二年、九七〜一〇六頁)。
- 7 「史跡 傘の碑」解説板(江戸川区教育委員会、一九七八年設置)を参照。
- 8 『江戸川区文化財調査報告書第六集 聞き書き・演劇舞踊傘 演舞舞踊傘・薮田武さんの仕事』四、和傘生産と江戸川区(江戸川区教育委員会、一九九二年、四七〜四九頁)。
- 9 『第31回特別展 竹の民俗誌―静岡、竹のある暮らし再発見―』(静岡市立登呂博物館、二〇〇三年、一〇頁)。
- 10 前掲注6同書。
- 11 御家人の内職に関しては、前掲注6同書に総括的にまとめられている。その他、個別具体的な事例が幕臣の懐旧談や地域史などに多くまとめられている。この点に関しては各章脚注を参照。なお、御家人の生計に関しては、田原昇「江戸幕府御家人の抱入と暇―町奉行所組同心を事例に―」(『日本歴史』六七七号、二〇〇四年)、同「ある隠密廻り同心の晩年―精勤と御譜代昇進と―」(NHK学園『古文書通信』六三三号、二〇〇五年)、同「町奉行所同心の収入と暮らし向き」(NHK学園『れきし』九〇号、二〇〇五年)、同「江戸城内の運営と「五役」―「新古改撰誌記」より―」(『東京都江戸東京博物館研究報告』第二二号、東京都江戸東京博物館、二〇〇六年)、同「幕府普請役の「御用」分担と経歴―井上貫流左衛門家史料より―」(『東京都江戸東京博物館調査報告書第一八集 幕臣井上貫流左衛門家文書の世界』(東京都江戸東京博物館、二〇〇六年)、田原昇・小酒井大悟・岡塚章子編著『土サムライ―天下太平を支えた人びと―』(青幻舎、二〇一九年)を主に参照した。
- 12 竹内誠編『徳川幕府事典』御家人(田原昇)(東京堂出版、二〇〇三年、五三・五四頁)。
- 13 三田村鳶魚「茶道御数寄屋坊主」(『同方会誌』六十五(同方会、一九四一年)所収)。
- 14 特に断らないかぎり前掲注11田原(二〇〇五①②)を参照。
- 15 御手当、役徳、その他については、第二節で詳述する。
- 16 岡本昆石「幕臣の同心」(『同方会誌』三十三(同方会、一九一〇年)所収)。
- 17 『御触書天保集成 下』五七二五(岩波書店、一九四一年)。
- 18 『風俗画報』第二七〇号(明治三六年(一九〇三)六月一日) 人事門「賄賂と役徳(二)」。
- 19 『風俗画報』第二七三号(明治三六年(一九〇三)八月二五日) 人事門「賄賂と役徳(三)」。
- 20 永島今四郎・太田賛雄編『新装版 定本江戸城大奥』大奥の内幕(新人物往来社、一九九五年、二六六〜二七九頁)。
- 21 『徳川禁令考 前集第二』一〇二九(創文社、一九五九年)。
- 22 『憲教類典』二ノ十五坊主(国立公文書館蔵「内閣文庫」一二二―三四)。
- 23 前掲注16同書。
- 24 本節は、前掲注6同書四五〜六二頁、『江戸博覧強記』3 武家の営み【拝領屋敷と組屋敷―幕臣の住居】(田原昇)(小学館、二〇〇七年、一〇二・一〇三頁)を主に参照した。
- 25 八丁堀組屋敷に関しては、中村静夫「新作「八丁堀組屋敷図 1600分の1 嘉永6年」解説」(『参考書誌研究』第二二号、一九八一年、一〇〜一八頁)を主に参照し、その他『日本財政経済史料』巻八(土木之部二・第二邸宅)(財政経済学会、一九二三年)、『古事類苑』官位部三(町奉行(組屋敷))(吉川弘文館、一九七八年、四二七・四二八頁)、『国史大辞典』第四卷(組屋敷)(吉川弘文館、一九八四年、八九五頁)も合わせて参照した。
- 26 前掲注25『古事類苑』同書「(市尹秘録二) 組屋敷始之事」。
- 27 『青木文蔵薩摩芋作場旧記』(東京大学史料編纂所蔵二〇九一―二八)。
- 28 高野長英に関しては、主に高野長運『高野長英伝』(岩波書店、一九四三年)を参照した。
- 29 『高野長英申渡』(蠹余一得)四集六、国立公文書館蔵「内閣文庫」二二二―三二一。
- 30 『青山百人町高野長英召捕』(『安政雜記』二、国立公文書館蔵「内閣文庫」一五〇―一五八)。
- 31 『憲教類典』二ノ八下御家人(国立公文書館蔵「内閣文庫」一二二―二九)。
- 32 在方での大縄地運営に関しては、第二章第一節で詳述する。
- 33 江戸の園芸、特に第二章第一節は、市川寛明「江戸における園芸の普及と園芸市場の形成」三、奇品売買と市場のメカニズム(『江戸東京博物館開館二〇周年』)

- 年記念特別展 花開く江戸の園芸」(東京都江戸東京博物館、二〇一三年、二七七～二七九頁)を主に参照した。
- 34 「市中取締類集」鳥類鉢植之部(国立国会図書館蔵八二二一三)所収。
前掲注34同史料。
- 35 前掲注33同論文。
- 36 前掲注33同論文。
- 37 前掲注34同史料「市中取締類集」鳥類鉢植之部「上」。
- 38 前掲注34同史料「市中取締類集」鳥類鉢植之部「鉢植物鋸附世話人并右差出候者大概之名前」。
- 39 「嘉永五年町奉行上申書」に関しては、主に小野佐和子「江戸時代における園芸植物の流行について」(『造園雑誌』四八巻五号(日本造園学会、一九八四年、五八・五九頁)を参照した。
- 40 南和男校注「嘉永五年町奉行上申書」(原題「市中取締筋其外之儀ニ付取調申上候書付」)(『日本都市生活史料集成二』三都篇Ⅱ、学習研究社、一九七七年所収)。
- 41 根岸鎮衛著・鈴木棠三編『耳袋』1(東洋文庫207、平凡社、一九七二年、一九一頁)「利を量りて損をなせし事」。
- 42 前掲注6同書。
- 43 「御由緒書 御鉄炮玉葉組」(江戸東京博物館蔵97200307)。
- 44 田原昇「研究の散歩道 御鉄炮玉葉組の由緒書〜海舟先祖の逸話〜」(『江戸東京博物館NEWS』七一(東京都江戸東京博物館、二〇一〇年)。
- 45 『東京府豊多摩郡誌』大久保町(東京府豊多摩郡役所、一九一六年、五八三～五八五頁)。
- 46 菊池智博「江戸幕府鉄砲玉葉方の組織と同心―『玉葉奉行勤方』の紹介をかねて―」(『東京大学日本史学研究室紀要』第二十六号、二〇二二年、六四頁)。
- 47 「新編武蔵国風土記稿卷之十一 豊島郡之三」東大久保村・西大久保村(蘆田伊人編集校訂『新編武蔵国風土記稿』第一巻(雄山閣、一九七〇年)二三八～二四一頁所収)。
- 48 「武州豊島郡西大久保村手作場之儀ニ付願書控」(江戸東京博物館蔵98200319)。
前掲注45同書。
- 49 前掲注45同書。
- 50 前掲注47同史料。
- 51 「大久保の映山紅」(十方庵敬順著・朝倉治彦編『遊歴雜記初編』1(東洋文庫499、平凡社、一九八九年、二六～二八頁)。
- 52 『風俗画報』第三七八号(明治四一年(一九〇八)一月二五日)「御徒町は奇種牽牛花の元祖地」。
- 53 下谷御徒町での朝顔栽培については、平野恵『十九世紀日本の園芸文化―江戸と東京、植木屋の周辺―』第三章近世後期における変化朝顔流行の形態―江戸と大坂の比較および名古屋を事例として―(思文閣出版、二〇〇六年、一九一～一九五頁)を主に参照した。
- 54 鈍我羅漢「御徒物語」(『同方会誌』第七号(同方会、一八九八年)所収)。
- 55 「き、のまに〜」文化十二年乙亥(『未刊随筆百種 第六卷』(中央公論社、一九七七年、一〇七頁)。
- 56 若月紫蘭著・朝倉治彦校注『東京年中行事2』朝顔の歴史(東洋文庫121、平凡社、一九六八年、五六～五九頁)。
- 57 渡辺好孝『江戸の変わり咲き朝顔』第二章繰り返す朝顔ブーム(平凡社、一九九六年、四六・四七頁)。
- 58 相陽道人「青山の傘」(『同方会誌』二十(同方会、一九〇一年)所収)。
- 59 本史料については、他に前掲注3同書も参照した。
- 60 森銑三著『明治東京逸聞史1』(東洋文庫135、平凡社、一九六九年、三三頁)。
前掲注8同書。
- 61 柘植清「静岡市史余録」幕臣の生活(内職)(歴史図書社、一九七八年、三七三・三七四頁)。
- 62 前掲注9同書。
- 63 江原素六『急がば廻れ』二十過去を顧みて(忠誠堂、一九二五年、二〇三～二一一頁)。
- 64 岡本昆石「幕臣の与力」(『同方会誌』三十二(同方会、一九〇九年)所収)。
- 65 「文武の教授」に関しては、第三章第一節で詳述する。
- 66 根岸鎮衛著・鈴木棠三編『耳袋1』(東洋文庫207、平凡社、一九七二年、八六・八七頁)。
- 67 関根金四郎『浮世画人伝』(修学堂、一八九九年、一二四・一二五頁)。下谷二長町については『日本歴史地名体系第一三巻 東京都の地名』下谷二長町(平凡社、二〇〇二年)などを参照した。
- 68 前掲注11『土サムライ』同書一〇〇～一〇五頁参照。

- 70 岡本綺堂『三浦老人昔話 綺堂読物集乃二』旗本の師匠（春陽堂、一九二五年、一七七～一八〇頁）。
- 71 前掲注1同史料。
- 72 前掲注64同史料。
- 73 「富国強兵問答 従一至四」「富国強兵問答 従五至七止」（国立公文書館蔵「内閣文庫」一八二～四八九）、大久保仁斎「富国強兵問答」（滝本誠一編著『日本経済大典 第五二巻』、明治文献、一九七一年、二三～二五・四三～四三六頁）。
- 74 なお原文カタカナをひらがなに改めた。
- 75 前掲注16同史料。
- 76 『牛込区史 全』第五章第四節世相の推移（東京市牛込区役所蔵版、一九三〇年、一七二～一七九頁）。
- 77 金子光晴校訂『増補武江年表2』明治元年七月頃（東洋文庫118、平凡社、一九六八年、二二二頁）。
- 78 横山茶来については、前掲注53同書第一章下町地域における園芸植物の流行（四三～一三三頁）、前掲注57同書を主に参照した。
- 79 前掲注57同書、前掲注12同書陸軍関係の諸職（保垣孝幸）（一七四～一七五頁）、前掲注25『古事類苑』官位部三（先手頭）、『柳宮補任 三』御先手（大日本近世史料、東京大学出版会、一九六四年）を参照。
- 80 御家人内職の技量向上や「名人」の存在については、前掲注6同書九八頁で「かくして文化、文政時代（一八〇四～一八二九）には、御家人の中に職人氣質のものさえ現れるようになり、麹町には、木版彫りの名人がいたという。」と指摘されている。
- 81 本論文は、研究発表「旗本御家人の生計と内職―江戸土産形成の一側面―」（於江戸文化研究会例会、二〇〇六年）をもとに大幅に加筆・訂正して成稿したものである。

【付記】

本稿では、年号＋時代・年間・頃などある年号が続いた年代表記について、前の改元年から次の改元年までの期間を（西暦／西暦）で補った。例（天明頃（一七八一～一七八九））。但し、引用文に関しては原文のままとした。